

第34回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年4月30日（木） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

9 番 谷 口 正 明

10 番 宮 崎 義 幸

11 番 工 藤 均

12 番 百 々 栄 二

13 番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による申出について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第34回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

皆様おはようございます。

春の肥培管理等でお忙しい中、第34回総会に出席くださりましてありがとうございます。

今月に入ってから、天候の良い日が続き、いつもの季節よりも10日前後早い状態が続いており、農作業をする上には大変良い状況ではありますが、世界情勢は大変不透明なことになっております。今後の動きが懸念されるところであります。

今月は農地部会の方々には、2日間現地調査に出てもらい大変ありがとうございました。農地利用協議も無事終了して、農地管理に支障が出ることなく終わることができました。大変ご苦労様でした。

私たちに残された任期もあと2か月余りとなりました。残りの期間充実した活動をして行きたいと思います。

それでは、本日報告が1件、議案を7件提案させていただいております。慎重審議をお願いして、開会のあいさつとさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番宮崎委員、11番工藤委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

4月8日、「農地転用に係る現地調査」を西円朱別地区で実施し、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地については、〇〇〇氏の所有地でございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇と〇〇〇を建設するための現地確認でございます。

詳細については、議案第5号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月9日～10日、「釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議」並びに「釧路地方農業委員会事務局協議会定期総会」が標茶町で開催され、白川会長と私と埴見係長が出席しております。

4月13日、「令和8年度浜中町林野火災予消防対策協議会」が茶内コミュニティーセンターで開催され、埴見係長が出席しております。

4月14日、農業公社による買入協議予定の現地確認が茶内第一ほかで実施しております。

対象地については、茶内第一地区の〇〇〇〇さん所有農地、茶内第三地区の〇〇〇〇さん所有農地、姉別地区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん所有農地でございますが、農業公社が買い取りできる土地と買い取りできない土地の事前確認ということで現地を下見しております。

妹尾委員、谷口委員、押切委員につきましては、事前の現場確認を含め、ご同行いただきありがとうございました。

4月15日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を浜中地区で実施し、新井委員、宮崎委員、百々委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏の所有地でございますが、対象地を売買するにあたり登記簿地目の変更を行うための現地確認でございます。

詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月20日、「農地評価に係る現地調査」を姉別地区で実施し、農地部会委員6名と事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の所有地でございますが、両者ともあっせんによる売買の申出があり、それぞれ現地調査を行ったところでございます。

詳細については、報告第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月21日、「農地評価に係る現地調査」を茶内第一地区と茶内第三で実施し、農地部会委員6名と工藤委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、茶内第一地区は〇〇〇〇氏、茶内第三地区は〇〇〇氏の所有地でございますが、両者ともあっせんによる売買の申出があり、それぞれ現地調査を行ったところでございます。

詳細については、報告第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月23日、姉別地区の〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を姉別農村環境改善センターで開催し、地元農業者6名、農協担当者1名、役場農林課1名と谷口委員、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは10年前より農地中間管理事業で農地を貸し付けしておりましたが、今年6月末で賃貸期限を迎え、そのタイミングで農地を売買したい旨の申出があったところです。

協議の結果、〇〇さんの農地については農業公社への売買のあと、現在借りている方々が公社より〇年間の借り入れを行い、〇年後に買い取るという農地売買事業を活用することで調整が整っております。

4月24日、茶内第一地区の〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を午前10時より茶内第一住民センターで開催し、地元農業者5名、農協担当者1名、役場農林課1名と白川会長、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは現在農地法3条で農地を貸し付けておりますが、年齢的なこともあり、今年中に農地を売買したい旨の申出があったところです。

協議の結果、〇〇さんの農地については農業公社への売買のあと、現在借りている方々が公社より〇年間の借り入れを行い、〇年後に買い取るという農地売買事業を活用することで調整が整っております。

次に、茶内第三地区の〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を午前11時15分より茶内第三母と子の家で開催し、地元農業者3名、農協担当者1名、役場農林課1名と妹尾委員、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは〇年前に後継者が農業法人を立ち上げましたが、法人による農業経営の条件として、農地を所有あるいは借りるなどしなければならないため、この度あっせんによる売買の申出があったところです。

協議の結果、〇〇さんの農地については農業公社への売買のあと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が公社より〇年間の借り入れを行い、〇年後に買い取るという農地売買事業を活用することで調整が整っております。

4月27日、「浜中町就農者研修牧場第22回定時株主総会」が浜中町農協で開催され、白川会長と埴見係長が出席しております。

4月28日、姉別地区の〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を姉別農村環境改善センターで開催し、地元農業者6名、農協担当者1名、役場農林課1名と押切委員、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは平成〇〇年より〇〇〇〇〇〇〇〇へ農地を貸し付けしておりましたが、この度農地を売買したい旨の申出があったところです。

協議の結果、〇〇さんの農地については農業公社への売買のあと、近隣農家〇名の方が公社より〇年間の借り入れを行い、〇年後に買い取るという農地売買事業を活用することで調整が整っております。

4月28日、「第1回農政部会」を開催し、農政部会委員4名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局1名が出席しております。

広報はまなか6月号に掲載する記事と農業者年金協議会主催行事及び本総会で提案の農地利用最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について協議を行っております。

4月28日、「浜中町農業者年金協議会役員会」を茶内支所で開催し、白川会長、君島副会長、嵯峨理事、宮崎理事、梅原理事、目黒監事と事務局1名が出席しております。

協議内容は年金協議会主催の行事の開催についてですが、例年同様にパークゴルフ大会と親睦会を行うこととなりました。開催日時は6月4日、木曜日でございますが、周知については、5月15日の自治会配布にて参加募集チラシを配布する予定であります。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う4件の調整報告であります。

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては4月21日に農地部会、工藤委員、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇, 〇〇〇〇円となりましたが、4月24日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇への買入協議を行うこととなりました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

つづきまして、整理番号2は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては令和8年4月21日に農地部会、工藤委員、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇, 〇〇〇〇〇, 〇〇〇円となりましたが、〇月〇〇日開催の農地利用協議

の結果、北海道農業公社への買入協議を行うこととなりました。

土地の詳細につきましては、議案書４ページ及び議案関係資料２～３ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

つづきまして、整理番号３は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては令和８年４月２０日に農地部会、事務局２名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇円となりましたが、４月２３日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇への買入協議を行うこととなりました。

土地の詳細につきましては、議案書６ページ及び議案関係資料４～６ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

つづきまして、整理番号４は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては令和８年４月２０日に農地部会、事務局２名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇円となりましたが、４月２８日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇への買入協議を行うこととなりました。

土地の詳細につきましては、議案書８ページ及び議案関係資料８～１１ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから報告第１号の質疑を行います。 整理番号１について質疑ありませんか。
---	---	--

各	委	員	(質疑なしの声)
---	---	---	----------

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号２の質疑を行います。 質疑ありませんか。
---	---	--

各	委	員	(質疑なしの声)
---	---	---	----------

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号３の質疑を行います。 質疑ありませんか。
---	---	--

各	委	員	(質疑なしの声)
議	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号４の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議	長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号１は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号２を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号３を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号４を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号４は、原案のとおり承認されました。

	日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局 長	議案第 1 号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 北海道農地法関係事務処理要領第 9 の 4 の（４）の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員 3 名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。 本案は、1 件の現況証明願でございますが、浜農委 8－1 号の願い出人は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は浜中東〇線〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇、〇〇〇．〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。 現地調査につきましては、新井委員、宮崎委員、百々委員、事務局 2 名により 4 月 1 5 日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるところをご判断をいただいております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
前田主事	（詳細説明あるも省略）
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。
各委員	（なしの声）
議長	特にないようなので、これから議案第 1 号の質疑を行います。 浜農委 8－1 について質疑ありませんか。
各委員	（質疑なしの声）
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委 8－1 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	（異議なしの声）
議長	異議なしと認めます。

よって、浜農委８－１は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第１８条では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より６ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。また、その解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知をしなければならない。」とされております。

本案は、１件の届出でございますが、整理番号１は、西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第２号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第２号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

事務局長

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事

議長

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

篠原委員

機械と労働力も十分確保されておりますので、許可することに問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。

		次に、整理番号２について、２番嵯峨委員お願いします。
嵯 峨 委 員		整理番号２の補足説明を行います。〇〇さんは和牛を飼育しておりましたけれども、この春で和牛の飼育を辞めるということで、使用していた農地を同じ地区の隣であります〇〇さんに賃貸借するものです。当該農地は、〇〇さんの牧場のすぐ目の前でありまして、隣接する〇〇さんの農地もございまして、今後とも適切に管理されるものと考えられますので、許可することに問題ないと思います。
議 長		ありがとうございました。 次に、整理番号３について、９番谷口委員お願いします。
谷 口 委 員		整理番号３の補足説明をします。〇〇〇〇氏の所有農地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が営農用地として使用貸借するもので、許可することに問題ないと考えます。
議 長		ありがとうございました。 それでは、これから議案第３号の質疑を行います。 整理番号１について質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号２について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号３について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号３を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第４号 農地法第６条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条では、「農地若しくは採草放牧地を所有する農地所有適格法人、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法で定める農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、１点目「形態要件」として、農事組合法人、株式会社または持分会社のいずれかに該当しているか、２点目「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、その売上が全体の５０％を超えているか、３点目「議決権要件」として、農地提供者、農業常時従事者、農作業委託者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の２分の１を超えているか、４点目「役員要件」として、役員の過半が年間１５０日以上農業に常時従事する構成員であるかとなっております。

本案は6件の報告でございますが、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号5は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号6は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員 関係資料を見ると、役員〇人で常雇い就業者が〇〇人、売上〇, 〇〇〇〇円です。余計なお世話かもしれませんが、成り立つんですか。

議 長 ここだけではなく〇〇もそうですけども。収入と経費とのバランスが全然取れていないんです。ただ報告上の必要書類として決まった書類を提出している以上、それに対して認めないという話にはならない。それで、今〇〇も〇〇もそうですけども、経過観察と言うか状況を見ながらということではかならず、それ以上のことは委員会としては何とも言えないのが現状です。

妹 尾 委 員 この農地所有適格法人の確認というのは何を確認するのか。収支がとれなかったら当然どこからお金を持ってくるしかないわけです。それで、いわゆる収入が農業以外ということにならないか。仮に〇, 〇〇〇〇のを売り上げがあります。人件費にまあ〇, 〇〇〇〇かかります。そうすると〇, 〇〇〇〇足りません。多分ほかから補填すると農業収入が低くなる。

人件費がいくらかかっているかはわからないが、そこまで厳密にする必要はないのか。

事 務 局 確認するところは、会社形態がどうか、株式会社なのか有限会社なのか、それが法人の形態がどうなっているかが1点目、2点目は収入のところで売上高が農業収入が半分以上になっているか、売上高の農業の欄は今年でいうと〇, 〇〇〇〇、右側左記の農業に該当しない事業は空欄なので農業以外の収入はないとの判断です。となれば〇, 〇〇〇〇が半分以上の売り上げになっている。3点目が議決権要件で議決権を持っている人たちが、全部の議決権の2分の1を超えているか。全部で〇〇〇ある内の〇〇〇〇の議決権が農業に関係する方々、それ以外の人が〇〇議決権で半分以上のあるので良い。

役員要件が〇のうちの〇人が年間150日以上農業に常時従事しているかどうかを見ています。

この4点を確認してクリアできていれば農地所有適格法人として要件が成り立っている、そのことを総会で審議していただきます。

妹 尾 委 員 この適格法人が存続していかないと、農地が維持できなくなることから困るので確認してくださいと思うんですけど。

この状況で存続不可能だと思うんです。仮に〇〇人雇っていて、最低賃金払っていても年間〇, 〇〇〇〇もう〇, 〇〇〇〇近い人件費がかかる、売上〇, 〇〇〇〇、どこからか持ってこない限り成り立たない。そのお金の出所は農業以外の収入で見ないのか。収入とはみなさないのか。こんな状況でやっていたら、いろいろな人が法人作って農地を持って何年か後に転用して別荘作ってってやっちゃうよ。まあた

		またまこういう会社が〇〇にも出てきたけど、今までは想定していなかったことだから、本当にみんな純粋に農業しているから問題ないけど、これはどうなの、成り立ってない、これ仮に従業員が〇、〇人だったらまだわかるけど。〇、〇〇〇〇で成り立つわけない。
議	長	今この農業生産法人としてあげられているものについては、要件としては満たしている。農地を所有できるのは適格法人でなければならない。一般の者が所有できない。〇〇〇〇〇では〇〇〇で来ていますが、〇〇では太陽光発電と養蓄、営農型発電は基本的には無理なんです、太陽光パネルの下で〇〇を飼うこと自体ができないことと、パネルの下は草が育たない。そんな問題を抱えている農業委員会もある。成り立たないのがわかっているが書類上揃っていると法的に避けられない。
妹 尾 委 員		書類上問題なければいいんだけどちょっと見ただけで理解できない、〇〇人も雇っていて給与だけでも〇、〇〇〇〇はかかると思う、それを〇、〇〇〇〇の売り上げで、半分どこからか持ってこないとならない。
嵯 峨 委 員		今回この〇、〇〇〇〇の売り上げというのは、当然〇〇〇は生産されていないので、〇〇で〇、〇〇〇〇の売り上げがあったというわけですね。
議	長	今の法律上の農業委員会が行う範囲の中については。書類の揃っている以上許可することとなります。個々の経営の中身については重要ではないということ。 基本的には、〇〇〇がバックアップしているというふうに判断するしかない。
妹 尾 委 員		わかりました。
議	長	ほかに質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 5 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 6 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 6 は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 1 議案第 5 号 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号の規定による申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。		

事 務 局 長	議案第 5 号 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号の規定による申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号の規定では、農地転用許可を不要とする特例の適用を受けようとする申出があったときは、農地法関係事務処理要領に基づき農業委員会が「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討」し、「必要に応じて、土地改良区その他の関係者の意見を聴く」ものとし、確認の結果、農地転用許可を不要とする特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当者にその判断の適否について意見を聴き、判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を申出者に通知するとされております。 本案は 1 件の申出でございますが、整理番号 1 の申請者は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇（〇〇・〇〇〇、〇〇〇）の建設のため、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡のうち、〇、〇〇〇．〇〇㎡を転用しようとするものでございます。 現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局 2 名により、4 月 8 日に実施しております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
前 田 主 事	（詳細説明あるも省略）
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第 5 号の質疑を行います。 質疑ありませんか。 8 番齋藤委員。
齋 藤 委 員	〇〇番地〇と表示がないのですが、どこからどこまでが〇〇番地〇なのですか。
事 務 局	表示漏れがありました、議案 4 7 ページを見ていただくと、申請地と書かれた筆の範囲が〇〇番地となります。
齋 藤 委 員	わかりました。
議 長	ほか質疑ありませんか。
各 委 員	（質疑なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。

各 委 員

議 長

事務局長

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えたいします。

前田主事

議 長

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

議長

質疑ありませんか。

各 委 員

議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

議 長

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

		(〇〇委員、〇〇委員退席)
		それでは、整理番号３の質疑を行います 質疑ありませんか。
各	委	員
		(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号３を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。
		(〇〇委員、〇〇委員入室)
		それでは、整理番号４の質疑を行います 質疑ありませんか。
各	委	員
		(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号４を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号４は、原案のとおり可決されました。
		日程第１３ 議案第７号 令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事	務	局 長
		議案第７号 令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、提案の理由をご説明申し上げます。 農業委員会等に関する法律第３７条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの

利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標設定と実施状況を点検し、市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。

内容といたしましては、「農業委員会の状況」、「最適化活動の実施状況」、「事務の実施状況」、などについて、実施結果を公表するものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 （詳細説明あるも省略）

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第 7 号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 （質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 7 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 （異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、5 月 2 6 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からを提案します。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5 月 2 6 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なしの声）

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5 月 2 6 日、火曜日、午前 1 0 時 0 0 分から決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第34回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前 1 1 時 5 5 分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

1 0 番 宮 崎 義 幸

浜中町農業委員会

1 1 番 工 藤 均